

酒々井小学校 いじめ防止対策基本方針



いじめは、児童生徒の成長に大きな影響を及ぼし、かけがえのない命さえも失いかねない極めて重大な問題であり、決して許されない行為です。

教職員一人一人が、改めていじめ問題の重要性を認識し、常に危機意識をもって未然防止・早期発見・早期解決に取り組むことが肝要です。

また、平成25年9月28日より、いじめ防止対策推進法が施行となりました。いじめ防止基本方針に基づき、全ての子どもたちが安心して安全な学校生活を送れるよう適切な対応を実施してまいります。

令和8年4月1日
酒々井町立酒々井小学校

目次

いじめ対策フロー図	1
I いじめ問題の基本的な考え方	
1 いじめの定義	2~3
2 いじめの基本認識	3
3 酒々井小学校いじめ問題における基本方針	4
4 酒々井小学校におけるいじめ問題の基本方針と公表	4
5 いじめ防止対策の組織の設置	4~5
6 いじめ対策調査委員会による町教育委員会への報告	6
II いじめの未然防止	
1 児童を理解するために	7
2 児童の豊かな人間関係の構築のために	7~9
III いじめの早期発見	
1 早期発見のための手立て	10
2 相談しやすい環境づくり	10
IV いじめの早期対応	
1 いじめ問題に向けた流れ	11~12
2 いじめ問題解決に向けた具体的取組	13~15
3 いじめ問題解決後の取組	15
4 自殺防止	15~16
V いじめの重大事態について	
1 いじめの重大事態の定義	16
2 いじめの重大事態の例	16
資料	
資料1-1 いじめアンケート調査（児童用）	17
資料1-2 いじめアンケート調査（保護者用）	18
資料2-1 いじめ早期発見のためのチェックリスト（教師用）	19~20
資料2-2 いじめ発見のためのチェックリスト（家庭用）	21
資料3 いじめ問題への取組についてのチェックリスト（学校用）	22~23
資料4 いじめ相談窓口	24
引用・参考文献	25

いじめ対策フロー図

酒々井小学校

いじめに発展しそうな可能性のある事案の把握・いじめの把握

生徒指導主任に報告(把握から30分以内に報告)

校長(教頭)に報告(把握から30分以内に報告)

【いじめ防止対策委員会の招集・開催】
→校長、教頭、生徒指導主任、関係学年主任、関係担任
学校スマイルチーム ※事実の把握と対応方針・対応策の決定

全職員で情報の共通理解
・事実の報告・対応方針の共通理解

当該児童への事実確認(担任による面談)
①被害児童への面談
②加害児童への面談

関係機関との連携
酒々井町教育委員会
(043-496-1171)
中央児童相談所
(043-252-1152)
子どもと親のサポートセンター
(0120-415-446)
佐倉警察署
(043-484-0110)

家庭訪問(被害児童)
・把握した事実の報告
対応方針説明

【いじめ対応チーム(関係職員)】
※事実確認した内容を報告し、全体像を掴む
※学級指導の内容を協議

全職員で情報の共通理解
・経過の観察
・対応策についての共通理解

家庭訪問(被害児童)
・事実の報告
・指導内容説明
・学校と連携しての
支援要請

家庭訪問(被害児童)
・経過報告
・加害児童への
指導内容説明

各学級での指導

全教職員で今後のいじめ対応についての共通理解

経過観察

家庭訪問(被害児童)
・経過報告
・学校での指導内容説明
・学校での児童の様子報告

いじめ問題の基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(1) 定義に基づくいじめの判断

- ア 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童の立場に立つことが必要である。
- イ いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じている限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。
- ウ いじめを受けた児童が、いじめを否定する場面が多々あることを踏まえる。
- エ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（以下「学校いじめ対策組織」という）」を活用して行う。
- オ 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。
- カ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- キ インターネット上で悪口を書かれた児童がいたが、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など、当該行為の対象となった児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、当該行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。
- ク いじめを受けた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、そのすべてが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せず相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに当該行為を行った児童が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。学校は、当該行為を行った児童に悪意はなかったことを十分加味した上で対応する必要がある。
- ケ 具体的ないじめの態様としては、以下のようなものがある。
 - ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・金品をたかられる

- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

(2) 留意点について

児童が行った行為がいじめを意図して行った行為ではなく、また、1回のみで継続して行われた行為でもなく、その行為を受けた児童が心身の苦痛を感じている場合は、いじめとして認知して適切に対応する必要がある。

また、「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮やその行為を受けた児童の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

2 いじめの基本認識

いじめ問題に対しては、「いじめ問題」にどのような特質があるか十分認識し、日々の「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に迅速に取り組むことが必要である。私たちがもつべき基本的認識は次に掲げる事項のとおりである。

- (1) 「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである。また、誰もが被害者にも加害者にもなり得るし、被害者と加害者が入れかわることもあり得る」という危機意識をもち、学校の内外を問わずいじめが行われないようにすること。
- (2) 「いじめは人間として絶対に許されない卑怯な行為である」という一貫した強い姿勢を貫き、いじめが児童の心身に及ぼす影響やその他のいじめ問題に関する児童の理解を深めること。
- (3) 「いじめを受けている子どもの立場に立ち、子どもの心の痛みを親身になって受け止め、後々まで徹底して守り抜く」という姿勢で、教育委員会、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携のもと、いじめ問題を克服すること。
- (4) いじめは、頻度やダメージの大きさに関わらず、「たった1度であっても、いじめに変わらない」「その1回が致命的になるかもしれない」と考え、いじめを受けている児童の心情を重視して取り組むこと。
- (5) いじめは、いじめを受けた児童といじめを行った児童だけの問題ではなく、周りではやしたてたりする「観衆」や、見て見ぬふりをする「傍観者」も、いじめを助長する存在であることを認識させること。

3 酒々井小学校 いじめ問題における基本方針

酒々井小学校における「いじめ防止対策基本方針」

- (1) 「いじめは人間として絶対に許されない」という認識を、全ての児童に徹底する。
- (2) いじめはどの子どもにも、起こり得るという認識に立ち早期発見・早期対応に努める。
- (3) いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、いじめに対しては、毅然とした態度で臨む。
- (4) 具体的な対応にあたっては、担任のみに任せるのではなく、管理職を中心に組織としてあたる。

4 酒々井小学校におけるいじめ問題の基本方針と公表

酒々井小学校においては、いじめ問題防止等のための対策に関する基本的な方針を定め、全職員に周知・徹底を図るとともに、PTA総会、学級懇談会、学校だより、ホームページ等により啓発し、保護者の理解協力を求めるものとする。

5 いじめ防止対策の組織の設置

酒々井小学校では、児童の生命を守ることを第一に考え、いじめの未然防止や早期発見・早期解決を組織的に取り組んでいく。

【常置組織】

○生徒指導推進委員会

- ・毎月、定例の会議を設ける。
- ・「生活指導部」「特別支援・教育相談部」の専門部を作り機能的に活動できるようにする。
- ・「気になる」「悩みを抱えている」「支援が必要」な児童についての情報を集約し、全体に周知できるようにしていく。

【重大事態の発見と対応における臨時組織】

教職員がいじめを発見したときや、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき、「いじめ対策調査委員会」を置き、報告調査等にあたる。

「いじめ対策調査委員会」は校長、教頭、生徒指導主任、特別支援・教育相談担当職員、関係学年主任、担任、関係学年職員、その他必要に応じて、教務主任、各学年主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、ふれあいルーム指導員等により構成されるいじめ対策調査委員会を置く。

- ※重大事態の定義
- ① いじめにより、当該児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ② いじめにより、当該児童が学校を相当の期間欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(1) いじめ対策調査委員会による調査の実施

①いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とし、調査を実施する。

②いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合

当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取する。

(2) 調査結果の提供及び報告

①いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報の提供

いじめ対策調査委員会は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

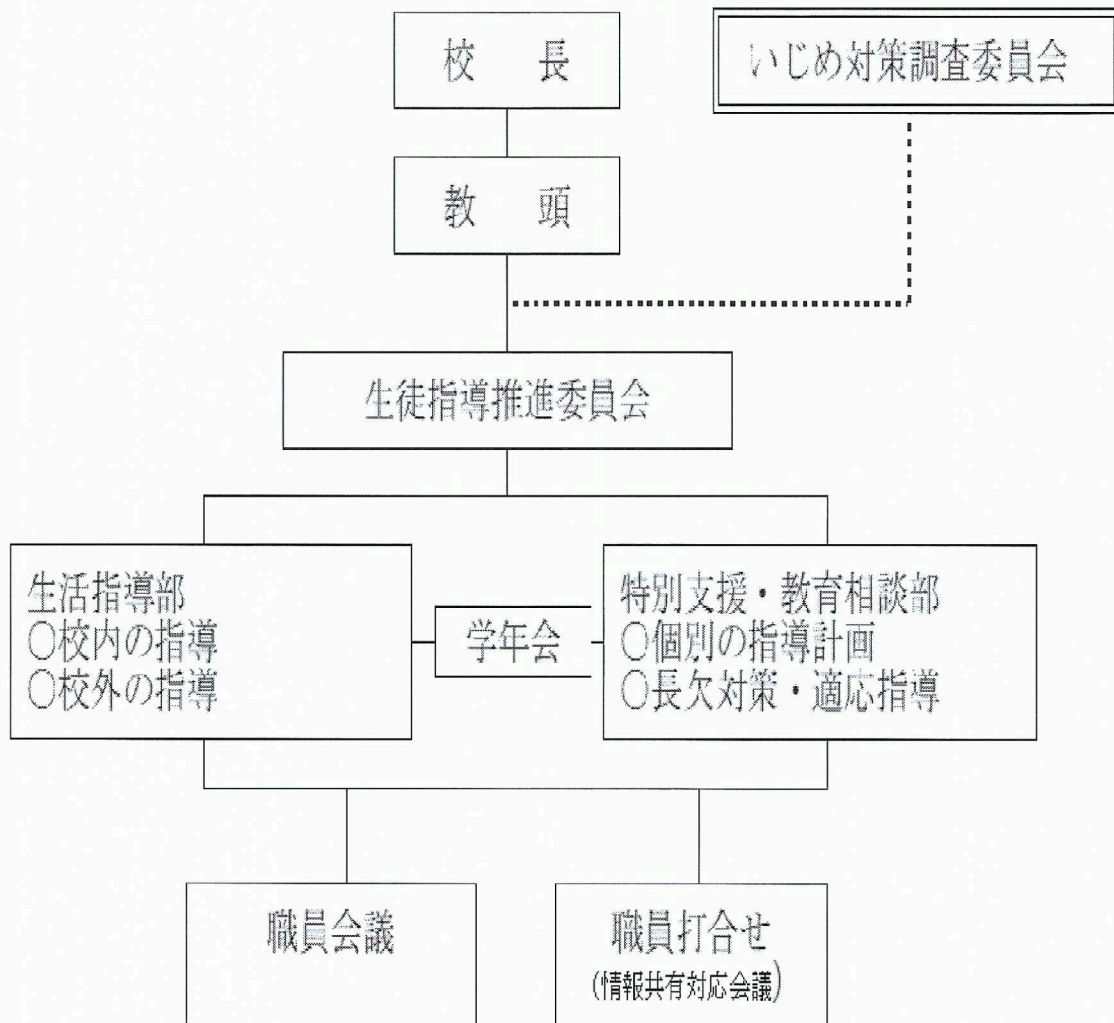
②いじめアンケート調査を実施する場合

アンケート調査を実施するに当たり、調査対象となる児童及び保護者に対しては、事前に調査内容が、いじめられた児童や保護者に情報提供されること周知しておく。

③調査結果の報告

いじめ対策調査委員会は、いじめを受けた児童や保護者の所見等を報告に加えることができる。

【いじめ防止対策組織図】



6 いじめ対策調査委員会による町教育委員会への報告

(1) いじめ対策調査委員会による町教育委員会への報告

調査結果を町教育委員会に報告するとともに、調査内容が不十分であった場合や再調査を命じられた場合、速やかに行うものとする。

(2) 再調査の実施

再調査の結果を町教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた児童や保護者に対して、情報を適切に提供する。

II いじめの未然防止

1 児童を理解するために

(1) 小さなサインを敏感に受け止める

教師自身が常にいじめはどの子にも、どの学級でも起こり得るものであることを十分に自覚し、日頃から児童が発する小さなサインを見逃さないようにする。

また、「いじめ早期発見のためのチェックリスト（教師用、家庭用）」を活用し、定期的に児童の状況を把握する。

(2) 児童の多様性を理解し、共有する

発達障害を含む障害のある児童や、海外から帰国、編入した児童、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童など、児童の多様性をより理解するために保護者と連携を図ったり、個別指導計画を活用して情報共有を図ったりする。

(3) いじめの通報を受けた時は、事実の有無の確認とその結果の報告

保護者やいじめ相談機関からいじめの通報を受けた時は、速やかに当該児童に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じてその結果を町教育委員会に報告するものとする。

2 児童の豊かな人間関係の構築のために

(1) 人権教育の充実

① ふれあいグループによる異学年交流活動

- ・ふれあいタイム（月に1回程度、昼休み・掃除の時間帯を使って、ふれあいグループで仲良く遊ぶ。）
- ・全校レクレーション（ふれあいグループで活動計画を立て、遊びを楽しむことを通して、よりよい人間関係を作ったり、グループの結束を強めたりする。）

② 人権集会

人権標語代表作品を作った児童が、作品や作品に込めた思いを紹介し、全校児童で共感しあう場を設ける。また、ふれあい活動と絡めたエンカウンター的な活動を行う。

③ 人権作文

日ごろの生活の中で考えた人権に関わることを作文にして、自分の心と向き合う活動を全児童を対象に行う。また、学級から1点ずつ作品が掲載されている酒々井町小中学生人権作文集を配付し、掲載作文を全て読んだあと感想を書くようにしていく。

④ なかよし映画会

1～3年生、4～6年生に分かれて、いじめや思いやりの心について考える映画会を実施する。その後クラスごとに話し合いを行い、一言感想を教室内または廊下に掲示し互いの感想を読み合う。

⑤ 人間関係づくり（ピアサポート）

授業をきっかけにしながら日常的に豊かな人間関係づくりを推進する。

⑥ 集団登校

上級生が下級生の面倒を見ながら、安全に登校する態度を育てる。

(2) 道徳教育・体験活動の充実

道徳の時間の指導内容を重点化し、日頃から計画的に「思いやり」「信頼」「友情」「生命尊重」等の内容を充実させていく。また、発達段階に応じた適切な資料を選定し、児童の心に響く道徳の時間となるよう工夫・改善を図る。

指導にあたっては、教え込むのではなく、学んだことから自分自身を振り返らせること、自

分を見つめさせることができるよう指導にあたる。

(3) 実践的な校内研修の実施

いじめ防止等のための対策についての教職員の共通理解と指導力の向上を図るために、事例研修やカウンセリング演習など実践的な校内研修を積極的に実施する。

また、授業や講演会、教員の研修等において、法務局職員や人権擁護委員を招くなど、法務省の人権機関との連携を図るようにする。

(4) 教職員の人権意識の向上と多角的な児童理解

日々の教育活動の中で児童に指導する際、配慮に欠けた言動がないか見つめ直すなど、人権意識の向上に努める。また、児童と接するときは、その心に寄り添い、共感的な理解と共に多角的な児童理解に努める。

(5) 規範意識の醸成

「酒々井小のきまり」を全職員、全校児童に配付する。生活の乱れは、正常な教育活動を妨げる。その視点から、全職員の共通理解にたった指導を実践する。その際、児童自らが規範の意義を理解し、それらを守り行動するという自律性を育むようにする。また、他者の生命や安全を脅かすような問題行動・非行行為については、学校組織として毅然とした対応を行う。

(6) 自己有用感・自己存在感を味わわせる学級づくりと「わかる授業」の展開

日々の授業や行事を通して望ましい人間関係を築くとともに、「活躍の場面」、「互いに認め合うことができる場面」を積極的に設定し、「人は誰もが価値ある存在」であることを実感できる学級経営、集団づくりを推進する。また、児童が「わかるかもしれない」と感じることができるような授業の展開に努めることで、自己有用感・自己存在感の向上を図る。

(7) 問題解決力の育成

議論や討論をとおして問題を解決する力を身に付け、いじめ問題を解消していくための自主的・主体的な活動に取り組みさせる。

(8) コミュニケーション能力の育成

ボランティア活動、異年齢集団での活動等、他者と深くかかわる体験を重ね、コミュニケーション能力や問題解決能力等を高める活動を行う。

(9) 保護者や地域に開かれた学校づくり

いじめ防止の取組や学校生活について、定期的な情報交換等、学校と保護者・地域が積極的に相互協力できる関係づくりを進める。

(10) 学校の取組状況総点検と評価

毎年度、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組を学校評価の中に位置づけ、「いじめ問題への取組についてのチェックリスト（学校用）」等を活用し、適切に評価・点検し、その改善を図る。

(11) 相談窓口の設置と周知

相談窓口やにこにこポスト（相談箱）を設け、どんな小さなものでも当該児童や周囲からの訴えを親身になって聴き取る。保護者や地域からの訴えを真剣に受け止め、迅速に対応する。

また、校外における相談窓口も含め、学校だより等に定期的に掲載し、保護者や児童への周知を図る。

(12) 「SOSの出し方」についての教育の推進

「SOSの出し方」についての教育を推進することで、児童が安心して悩みなどを相談できる機運を高めることができるようにする。

(13) インターネットを通じて行われるいじめに対する対応の充実

学習指導要領の内容を踏まえ、各教科等の指導の中で、小学校低学年から発達段階に応じて情報モラル教育を計画的に実施する。

指導にあたっては、児童だけでなく保護者も参加できる学習会を実施し、インターネットや携帯電話等の利用に関する危険性や携帯電話の利用に関しての家庭におけるルールづくり等について保護者への啓発を図る。その際、外部の専門家を講師として招くことも検討する。

また、教職員もインターネットや携帯電話等を使用する際のルールやモラルについて研修を深め、授業に生かすようにする。

(14)学校間の連携協力体制の整備

いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、それぞれの該当児童生徒または保護者に対する支援や指導を適切に行うことができるように、平常時から各学校間の連携に努める。

III いじめの早期発見

1 早期発見のための手立て

- (1) 日々の観察を充実させる
児童の休み時間や昼休み、課外活動（器楽・陸上）、放課後等において観察し、共に過ごす機会を多く持つ中でいじめの早期発見をしていく。
- (2) 日記等の活用
担任と児童の日頃から関係を密にすることは信頼関係の構築につながっていく。その手段として、日々の児童の表情の変化を見たり、休み時間に談笑したりすることが考えられる。気になる場合には、教育相談や家庭訪問等を実施することで、早期の発見をしていく。
- (3) にこにこポストの設置
校内4カ所（ふれあいルーム前、保健室横の階段下、2・4年昇降口、5・6年昇降口）に設置し、いつでも悩みを訴えられる場をつくり早期発見していく。
- (4) いじめアンケート調査等の実施
児童への「いじめアンケート調査」や聴き取りを行い、実態把握に努めるものとする。保護者向けには、児童用とは違う調査用紙を使って行うものとする。（千葉県や酒々井町からのいじめ調査等があった場合には、それに置き換えるものとする。）
また、アンケート調査実施後に教育相談を実施するなど、きめ細やかな対応に努める。なお、アンケート用紙は、5年間保存すること。
- (5) 教育相談活動の充実
 - ・教員は毎日が教育相談という気持ちで児童に接する。
 - ・各学年に「教育相談担当教員」を置き、学年全体の相談に応じる体制をつくる。→学年会での検討を進める→教育相談部への報告
 - ・学期に1回、担任による教育相談を行う。（教育相談週間に実施…時間、場所の確保）

2 相談しやすい環境づくり

- (1) 本人からの訴えがあった場合
児童からの訴えがあった場合、「全力で守るよ。」という教職員の姿勢を伝えるとともに、事実関係や気持ちを傾聴しながら、心のやすらぐ場の保証をすることで、本人の心のケアに努める。
- (2) 周りの児童からの訴えがあった場合
いじめを訴えたことにより、その児童へのいじめが新たに起きないようにするため、場所や時間を十分確保し、訴えを真摯に受け止めること。
- (3) 保護者からの訴えがあった場合
保護者がいじめに気付いたとき、担任にすぐに連絡できるように、日頃から信頼関係を築いていくことが大切である。

IV いじめの早期対応

1

いじめ問題に向けた流れ

いじめの情報をキャッチした時点で、全職員に周知し、多方面から迅速・的確かつ組織的に対応する。

いじめが発覚

- ◆いじめが疑われる言動を目撃
- ◆生活ノートや日記等から気になる言葉を発見
- ◆にこにこポストやいじめアンケートから発見
- ◆教育相談担当者やスクールカウンセラーから発見
- ◆当該児童からの訴え
- ◆保護者や地域からの訴え

① 管理職等への報告（把握から 30分以内に）

いじめ問題の対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ、事態を悪化させる恐れがあるので、いじめの情報をキャッチした時点で、緊急事態の意識を持ち、些細なことでも速やかに管理職に報告する。

② 事実関係の正確な把握

当事者だけでなく、保護者や友人関係等からの情報収集を通して事実関係を迅速かつ正確に把握する。重大事態の場合は、質問票の使用等により調査を行う。
※ 事実確認は、被害者・加害者・関係児童を個別に同時進行で行う。

③ いじめ防止対策委員会の開催

いじめ対策委員会を開催し、学級担任が一人で抱えこむことのないよう、情報を共有した上で組織的に対応にあたる。

④ 対応方針・対応策の決定

すぐに行うこと及び中・長期目標、指導方針等を明確にする。

- ・ 被害児童の保護，心のケア，学習の保証
- ・ 加害児童への指導，懲戒，措置
- ・ 学級や他の児童への指導
- ・ 被害児童保護者，加害児童保護者への情報提供（事実関係）
- ・ 関係機関との連携，警察への通報・相談
- ・ 町教育委員会への報告 等

【保護者との連携】

- ◆保護者へ迅速かつ正確に事実関係を伝えるとともに、解決に向けた具体的方針と対応策を提示し、一緒に解決してもらえよう共通理解を図る。
(電話でなく、直接会って丁寧に、誠意をもって説明する。)
- ◆加害児童の保護者にも、理解をしてもらった上で謝罪の場を設けられるよう学校が適切に関与していく。

【町教育委員会との連携】

- ◆学校だけでは対応が困難なものについては、速やかに町教委へ報告し、連携を図る。
- ①被害児童が通常の学校生活を送れない状況が続いたり、保護者との対応に苦慮したりしている事案
- ②暴力や恐喝等犯罪に関わる悪質な事案
- ③児童の生命や心身又は財産等に係る重大な事案等

【関係機関との連携】

- ◆必要に応じて、児童相談所や警察、法務局等と連携を図りながら問題解決に当たる。
- ①犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、早期に警察へ相談し、連携して対応にあたる。
- ②児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるときは、ためらわず、直ちに警察へ通報する。

早期に警察へ通報・相談すべき犯罪行為等の具体例

- 同級生の腹を繰り返し殴ったりけったりする（暴行）
- 顔面を殴打しあごの骨を折るけがを負わせる（傷害）
- プロレスと称して同級生を押さえつけたり投げたりする（暴行）
- 学校に来たら危害を加えると脅す。同様のメールを送る（脅迫）
- 校内や地域の壁、掲示板、インターネット上に実名を挙げて、「万引きをした」、「気持ち悪い」「うざい」などと悪口を書く（名誉毀損、侮辱）
- 断れば危害を加えると脅し、汚物を口に入れさせる（強要）
- 断れば危害を加えると脅し、性器を触る（強制わいせつ）
- 断れば危害を加えると脅し、現金等を巻き上げる（恐喝）
- 教科書などの所持品を盗む（窃盗）
- 自転車を故意に破損させる（器物破壊等）
- 携帯電話で児童の性器の写真を撮り、インターネット上のサイトに掲載する
(児童ポルノ提供など) 等 (平成25年文部科学省通知)

2 いじめ問題解決に向けた具体的取組

- * 言い分を聞いて表面上の謝罪や仲直りを促すような指導、当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導はしない。
- * 話しやすい人や場所に配慮する。
- * 複数の教員でくい違い等を確認しながら聴取する。
- * 情報提供者についての秘密は厳守する。

◆ 被害児童に対して

① 親身な対応と支援

- ・ 最後まで絶対に守り抜くという方針で支援する。
- ・ 最も信頼関係のある教職員（担任等）が対応する。
- ・ つらさや悔しさを十分に受け止める。
- ・ 具体的な支援内容を示し、安心感を与える。
- ・ 良い点を誉め、励まし、自信を与える。
- ・ 「あなたにも原因がある」、「がんばれ」等の指導や安易な励ましはしない。

② 学習支援

- ・ 教室に入れない場合は、別室登校や別室授業等を行い学習の機会の確保に努めるとともに、教室への受け入れが早期に行われるよう学級指導等を行う。
- ・ いじめを原因として、登校できない状態が続いた場合は、適応指導教室等での学習や家庭学習に対する学習支援を行うなどして、学習の機会を最大限に保証する。

③ 心のケア

- ・ 心理的ケアを十分に行う。（中学校スクールカウンセラー、ふれあいルーム指導員、町の適応指導員等の活用）

【指導上の留意点】

- * 「いじめられる方にも問題がある」「いじめは昔からあり、いつの時代にも存在するものである」といった考え自体が許されないことだという認識で、問題を軽視しない。
- * プライバシーの保護には、細心の注意を払う。

◆ 加害児童に対して

① いじめの態様に応じた指導・支援

- ・ いじめの事実関係、背景、動機等をしっかり確認する。
- ・ 不満・不安等の訴えを十分に聞くとともに、事実はしっかり認めさせる。
- ・ いじめの非人間性やいじめは人権侵害行為であること、いかなる理由があっても「いじめは絶対に許されないこと」を、理を尽くし冷静に諭す。
- ・ いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- ・ いじめられた相手の心の痛みや苦しみに気付かせ、自分のとった言動を反省して謝罪することができるように導く。
- ・ 必要があると認めるときは、いじめを行った児童をいじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等の措置を講ずる。

② 心のケア

- ・ いじめを行う理由や欲求不満を取り除くような継続的な指導を行うとともに、今まで以上の関わりを持つように努める。

【指導上の留意点】

- * 注意、叱咤、説教だけで終わらせない。
- * 命令口調で指導したり、追い詰めたりしない。
- * 教師の価値観や体験のみでいじめかどうかを判断しない。
- * みんなの前でいじめた児童を非難しない。
- * 過去を引き合いに出したり、兄弟姉妹と比較したりしない。
- * 体罰は、絶対行わない。
- * 子どもの人格を否定するような発言はしない。
- * 何もかも「いじめ」と決めつけない。

◆ 観衆・傍観者に対して

① 当事者意識の高揚

- ・ 学級や学年等集団全体の問題として対応していく。また、いじめの問題に教師が本気で取り組んでいる姿勢を示す。
- ・ いじめを周りではやしたてたり、見て見ぬ振りをしたりする行為も、いじめ行為への荷担と同じであることに気付かせる。
- ・ いじめの事実を告げることは、つらい思いをしている友だちを助けることであり、人間としての当たり前の行動で、人権と命を守る立派な行為であることを認識させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。
- ・ いじめられている側の心の痛みや苦しみを理解させ、いじめを止められなかった自分たちの行動について気付かせる。

② 共感的人間関係づくり

- ・ 異年齢集団によるピア・サポート活動やソーシャルスキルトレーニング等の活動を通して、コミュニケーション能力や仲間意識・連帯感が深まるよう指導する。

◆ 被害児童の保護者に対して

保護者との信頼関係の構築を図る。

- ・ 保護者にいじめの事実を正確に伝える。
- ・ 本人を絶対を守るという姿勢を示す。
- ・ 被害児童保護者の思いをしっかりと聞く。
- ・ 学校としての解決に向けた具体的な方針と対応策を説明する。
- ・ 指導に誤りがあった場合は、謝罪する。
- ・ 定期的に家庭と連絡をとり、学校の取組の経過や家庭での様子についてきめ細かに情報交換を行う。

◆ 加害児童の保護者に対して

① 事実関係を正確に伝える。

- ・ 憶測で話をしない。
- ・ 問題とは直接関係のないことまで話を広げない。

② 保護者の心情を理解する。

- ・ 保護者の心情（怒り、不安、自責の念等）を十分理解しながら対応する。
- ・ 子どものよさを認め、親の苦勞も十分ねぎらいながら対応する。

③ 学校の指導方針を示し、具体的な助言をする。

- ・ 被害者への謝罪の意義、子どもへの対応方法等を保護者の意向を踏まえ助言する。
- ・ 教師と保護者が共に子どもを育てるという姿勢を示し、子どもの立ち直りに向けた具体的な助言を行い、協力を得る。

3 いじめ問題解決後の取組

継続的な支援及び再発防止

- ・ いじめが解決したと見られる場合でも、気付かないところで陰湿ないじめが続いていたり、再発したりすることもあることを認識し、表面的な変化で判断せず、継続して十分な注意を払い見守っていく。
- ・ 解決したと思われる後も、定期的に保護者に学校の様子を報告する。

4 自殺防止

自殺が現実起きてしまう前に子どもは必ず「助けて」という必死の叫びを発する。子どもたちが発している救いを求める叫びに気付き、周囲との絆を回復することこそが、自殺予防につながる。一人で問題を抱え込まずに、周囲の同僚たち、子どもの家族、医療従事者などと協力してこの危機に向き合うことが大切である。

<自殺直前の5つのサイン>

① 突然の態度の変化

- ・ 友人との交際をやめて、引きこもりがちになる。
- ・ 投げやりな態度が目立つ。
- ・ 見だしなみを気にしなくなる。

② 自殺をほのめかす

- ・ 「だれも自分のことを知らないところへ行きたい」
- ・ 「夜眠ったら、もう二度と目が覚めなければいい」等

③ 別れの用意をする

- ・ 大切な持ち物を友人にあげる。
- ・ 長く借りていたものを返す。

④ 適度に危険な行為に及ぶ

- ・ 事故を繰り返したり、重大な事故につながるような行動をたびたび起こしたりする。

⑤ 自傷行為に及ぶ

- ・ 手首を浅く切る。
- ・ 薬を複数錠服用する。 等

<対応の原則 (TALK)>

子どもから「死にたい」と訴えられたり、自殺の危険の高まった子どもに出会ったりしたときには、次のようなTALKの原則が求められる。

Tell : 言葉に出して心配していることを伝える。

Ask : 「死にたい」という気持ちについて、率直に尋ねる。

Listen : 絶望的な気持ちを傾聴する。

Keep safe : 安全を確保する。

<対応の留意点>

- ① ひとりで抱え込まない → チームによる対応
- ② 急に子どもとの関係をきらない → 継続的な信頼関係を築く
- ③ 「秘密にしてほしい」という子どもへの対応 → 保護者との連携 信頼関係の確立
- ④ 手首自傷 (リストカット) への対応 → 本人の苦しい気持ちを認めたいうえでの関わ

V いじめの重大事態について

1 いじめの重大事態の定義

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。【法第28条第1項第1号】（以下「1号重大事態」という。）
 - ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（30日が目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。【法第28条第1項第2号】（以下「2号重大事態」という。）
- ※被害児童生徒や保護者から「いじめにより重大な事態が生じたという申し立てがあったとき」を含む。

2 いじめの重大事態の例

【1号重大事態の例】

- ①児童生徒が自殺を企図した場合
- ②心身等に重大な被害を負った場合（自傷行為・心的外傷後ストレス障害と診断されたなど）
- ③金品等に重大な被害を被った場合（金銭を強要されたなど）
- ④いじめにより転学等を余儀なくされた場合（当該校へは復帰できないと判断されたなど）

【2号重大事態の例】

- ・いじめにより相当の期間欠席を余儀なくされた場合（30日が目安）
- ※一定期間連続して欠席しているような場合は、30日の目安に関わらず迅速に調査に着手する。

今月の生活をふりかえろう！！

年 組 名前

今月の生活を振り返って、あてはまるものに○をつけよう！

	できた	できない
① 自分（じぶん）から進（すす）んで、先生（せんせい）や友（とも）だちにあいさつすることができましたか。		
② 自分（じぶん）から進（すす）んで、近所（きんじょ）の方々（かたがた）に、あいさつすることができましたか。		
③ おしゃべりをしないでそうじをすることができましたか。		
④ 自分（じぶん）から進（すす）んで、分担（ぶんたん）された場所（ばしょ）をきれいにできましたか。		
⑤ 授業（じゅぎょう）が始（はじ）まる前（まえ）に着席（ちゃくせき）できましたか。		
⑥ 話（はな）す人（ひと）を見（み）て、話（はなし）を聞（き）くことができましたか。		
⑦ 自分（じぶん）が思（おも）ったことや考（かんが）えたことを話（はな）しましたか。		
⑧ チクチク言葉（ことば）やトゲトゲ言葉（ことば）をつかわないで話（はなし）ができましたか。		

いじめ調査

	内容（ないよう）	はい	いいえ
①	友達（ともだち）に、かげ口（ぐち）を言（い）		
②	友達（ともだち）に、いやなことをされている。（たたかれた・けられた）		
③	友達（ともだち）に、物（もの）をかくされた。		

自由記述

その他

おにってからのことで相談したいことはありますか。 ある ・ ない

___年 ___組 (男 ・ 女) 名前_____

※よかったらお名前をお書きください。

問1 お子さんは、現在、安心・安全な学校生活を送れていると思いますか。

- ① はい ② いいえ

問2 お子さんは、学校で友達からいじめを受けていませんか。

- ① 受けている ② 受けていない

「受けている」と答えた人だけに聞きます。どんないじめを受けていますか。

- ① 冷やかされたり、からかわれたりされている。
② ものを隠されたりしている。
③ 仲間はずれや無視をされている。
④ 理由もなくたたかれたり、押されたり、けられたりしている。
⑤ 当番や係の仕事などを一人だけ押しつけられたりしている。
⑥ 傷つくメールが送られたり、プロフで誹謗・中傷されたりしている。
⑦ その他

問3 お子さんは、学校で他の子をいじめていませんか。

- ① いじめている ② いじめていない

問4 お子さんから、学校でいじめを見たり、聞いたりしたという話を聞いたことはありますか。

- ① ある ② ない

「ある」と答えた人にお伺いします。具体的にはどのような内容ですか。

問5 その他、学校生活で心配なことがあったらお書きください。

資料2 - 1 いじめ早期発見のためのチェックリスト（教師用）

1 登校時・朝の会等

- 欠席，遅刻，早退が増えた。また，その理由を明確に言わない。
- 理由もなく一人で朝早く登校する。
- 表情が暗く，元気がない。おどおどして，脅えているように感じられる。
- 衣服の汚れや擦り傷等がよく見られる。
- 教師と視線を合わせようとしなない。（教師の目を避けている）

2 授業時間

- 授業で発言すると笑われたり，冷やかされたり，無視されたりする。
- 他の児童から発言を強要される。
- 体育の球技等で，ボールが回らない，または，集中して回される。
- グループ分けで孤立し，活動中もよく一人でいることが多い。
- 机を離され，周りの席に誰も座ろうとしない。
- いつも準備や後片付けをさせられている。
- 配布したプリントが一人だけ渡らない。

3 昼食時

- 給食のおかずの意図的な配り忘れや不平等な配膳をされる。
- 重い物や汚れたものを持たされることが多い。

4 休み時間

- 教職員ばかりに話しかけ，教職員の近くから離れようとしなくなる。
- 特別な用事もないのに，職員室や保健室，図書室等にすることが多く，一人になりたがらない。帰りの会終了後も用事がないのに下校しようとしなない。
- 廊下や階段を一人でうろうろ歩く。
- 友だちに一方的に肩を組まれている機会が増える。
- プロレスごっこ等でいつもやられ役になっている。
- 友だちに悪口を言われているのに不自然な笑いを浮かべている。
- トイレ等に閉じこもりがちである。妙に暗く，うつむいていることが多い。

5 その他

- 悪口が書かれたメモが回る。
- 物を隠されたり、持ち物や掲示物にいたずら書きされたりした跡が見られる。
- 個人用のロッカーなどにごみが入られる。
- その子の持ち物を周りの子が触りたがらない。
- インターネット上に悪口が書かれるようになる。
- 「くさい」「チビ」「のろま」「へた」などの悪口を言われる。
- 友だちの使い走りや、他の子の課題までを肩代わりするようになった。
- 部活動やクラブの練習後、片付けを一人でしていることが多い。
- 学級内で問題が生じると、名前がすぐにあがる。
- 本意でない係や委員に無理やり選ばれる。
- 不快な呼び名や「○○菌」などと呼ばれている。
- 急に部活動をやめたいとかクラブを変わりたいとか言い出す。

資料2 - 2 いじめ早期発見のためのチェックリスト（家庭用）

- 持ち物(学用品や所持品)がなくなったり、壊されたり、落書きがされたりする。
- 理由のはっきりしない衣服の汚れや破れが見られることがある。
- 理由のはっきりしないすり傷や打撲のあとがある。
- 部屋に閉じこもり、考え事をしたり、家族とも食事をしたがらなくなったりする。
- 帰りが遅くなったり、理由を言わずに外出したりする。
- 朝なかなか起きてこなかったり、用事もないのに朝早く家を出たりする。
- 登校を渋り、登校時間が近づくと腹痛や頭痛等を訴えることがよくある。
- 食欲不振や不眠を訴えるようになった。
- 「転校したい」や「学校をやめたい」と言い出した。
- 急に家庭学習や勉強をしなくなり、成績が低下してきた。
- 無言等の不審な電話やいたずら電話が家にたびたびかかってくる。
- 友だちからの電話に出たがらず、友達からの遊びを断わるようになった。
- 受信した電子メールをこそこそ見たり、電話が鳴るとおびえたりする様子がある。
- 家族との会話が減ったり、学校的话题を意図的に避けたりする。
- 親に隠し事をしたり、親の学校への出入りを嫌ったりするようになった。
- 感情の起伏が激しくなり、ささいなことで怒ったり、家族や動物、物等に八つ当たりしたりすることが多くなった。
- 家庭から金品を持ち出したり、用途のはっきりしないお金を欲しがったりする。
- 先生や友だち、学級の不平・不満を口にすることが多くなった。
- 親しい友達が家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
- 「どうせ自分はだめだ」などの自己否定的な言動や現実逃避するような様子が見られるようになった。

資料3 いじめ問題への取組についてのチェックリスト（学校用）

- 学校の実情に応じた、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定め、全職員や保護者、地域にも周知しているか。
- 複数の教職員、スクールカウンセラー、教育相談員、その他の関係者によるいじめの防止等の対策のための組織を設置しているか。また、組織は適切に機能しているか。
- いじめ問題の重大性を全職員が認識し、校長を中心に一致協力して、いじめの未然防止と早期解決に当たっているか。
- いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。
- いじめの問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制が確立しているか。
- いじめは重大な人権侵害であり、人間として決して許されない行為であるという認識を持って指導に当たっているか。
- 道徳や学級活動・児童会活動の時間に、いじめに関わる問題を取り上げ、指導並びに助言が行われているか。
- 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないよう、細心の注意を払っているか。
- いじめを行う児童に対しては、特別の指導計画による指導のほか、場合によっては出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応を行うことにしているか。
- いじめられる児童に対しては、心のケアや区域外就学など、弾力的措置を講じ、いじめから子どもを守りとおすための対応を行うことにしているか。
- いじめが解決したとみられる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行っているか。
- 日常の教育活動を通じ、教師と児童、児童間の好ましい人間関係づくりに努めているか。
- 児童が発する危険信号を見逃さないために、児童の生活態度の変化等、きめ細かく把握するよう努めているか。

- いじめの情報がもたらされたときには、問題を軽視することなく、迅速に情報収集を行い、正確な事実確認の上、事実を隠蔽することなく適切に解決を図っているか。
- 学校として、いじめ解決のため、教育委員会との連携を密にするとともに、必要に応じて児童相談所や警察等の関係機関との連携を図っているか。
- 児童のストレスや悩みを積極的に受けとめることができるような教育相談体制が整備されているか。
- 教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることのできる体制になっているか。
- 児童の個人情報について適切に管理され取り扱われているか。
- 学校だより等を通じて、学校のいじめ対応方針や指導計画等を公表するとともにいじめ問題の重要性を認識し合い、緊密な連携体制を築いているか。
- いじめが起きた場合、学校での解決に固執することなく、家庭との連携を密にして解決に当たっているか。
- 学校とPTA、地域の関係団体等がいじめ問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を推進しているか。
- いじめ問題基本方針を定期的に見直し、必要に応じて修正を行えているか。

【千葉県教育委員会資料 参考】

いじめ相談窓口

●**適応指導教室**
(教育委員会学校教育課)

043-496-1171(内
312)

●**酒々井町教育委員会**
学校教育課

043-496-1171(内
311/312)

●**子どもの人権110番**

0120-007-110
8:30~17:15(月~金)

●**中央児童相談所**

043-252-1152
8:30~20:00(毎日)

●**千葉いのちの電話**

043-227-3900
24時間(毎日)

●**チャイルドライン千葉**

0120-99-7777
16:00~21:00(毎日)

●**ヤングテレホン**
(千葉県警察少年センター)

0120-783-497
9:00~17:00(月~金)
祝・振替休日を除く

●**北総地区少年センター**

0476-23-1891
9:00~17:00(月~金)

●**千葉県**
子どもと親のサポートセンター

0120-415-446
8:30~17:15(月~金)
いじめに関わる相談は365日24時間

●**24時間子供SOSダイヤル**
(全国共通ダイヤル)

0120-0-78310
24時間(毎日)

【引用・参考文献】

- ・「いじめ防止対策推進法の公布について（通知）」 平成25年6月28日 文部科学省
- ・「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について（通知）」
平成25年5月16日 文部科学省
- ・「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携について（通知）」
平成25年1月24日 文部科学省
- ・「いじめSOS信号と、いじめ識別力」
平成24年12月29日 東京学芸大学 杉森研究室
- ・「生徒指導リーフ（いじめアンケート）」
平成24年7月6日 国立教育政策研究所
- ・「いじめ問題への取組の総点検と指導体制の更なる充実に向けた取組について」
平成22年12月 千葉県教育委員会
- ・「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」 平成21年3月 文部科学省
- ・「子どもの自殺が起きた時の緊急対応の手引」 平成22年3月 文部科学省
- ・「ネット上のいじめに関する対応マニュアル・事例集（学校・教員向け）」
平成20年11月 文部科学省
- ・「問題行動を起こす児童に対する指導について（通知）」
平成19年2月5日 文部科学省
- ・「いじめの問題への取組の徹底について（通知）」
平成18年10月19日 文部科学省
- ・「いじめ問題対応マニュアル」
平成24年11月 和歌山県教育委員会
- ・「室蘭市いじめ問題総合対策」
平成24年12月 室蘭市教育委員会
- ・「千葉県いじめ防止基本方針」
平成29年11月26日 千葉県教育委員会